

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成16年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成15年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人であつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成15年分）

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額の110万円を控除した残額について、下の表により贈与税額を計算。

基礎控除後の 課 税 価 格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
税 率	% 10	% 15	% 20	% 30	% 40	% 50
控 除 額	万円 -	万円 10	万円 25	万円 65	万円 125	万円 225

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

- (2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (3) 相 続 時 精 算 課 税 の 特 別 控 除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が控除される。
- (4) 住 宅 資 金 特 別 控 除 （相続時精算課税） 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅取得資金特別控除額（限度額1,000万円）を控除することができる。

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	暦年課税分		相続時精算課税分		合 計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
取得財産価額（本年分）	人 2,246	千円 8,328,111	人 710	千円 11,278,266	実 人 2,947	千円 19,606,377
配偶者控除額	150	1,724,912	-	-	150	1,724,912
基礎・特別控除額	2,246	2,470,600	710	9,444,023	2,956	11,914,623
基礎・特別控除後の課税価格	2,119	4,259,886	74	1,834,214	2,193	6,094,100
贈 与 税 額	2,082	735,193	74	366,843	2,156	1,102,036
外国税額控除	-	-	-	-	実 -	-
外国税額控除後の額	2,082	735,193	74	366,843	実 2,155	1,102,036
納 税 猶 予 額	-	-	-	-	実 3	3,737
納 付 税 額	-	-	-	-	実 2,153	1,098,299
災害減免法による免除税額	-	-	-	-	-	-
住宅取得資金の贈与額	47	273,987	73	1,126,213	120	1,400,200

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分 年 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
平成11年分	人 2,785	千円 9,301,205	人 2,636	人 1,091,390
12	2,609	10,718,408	2,452	2,304,877
13	2,531	9,990,648	2,377	1,061,881
14	2,479	9,230,174	2,317	992,482
15	2,947	19,606,377	2,153	1,098,299

（注）調査対象等は、「(1)課税状況」と同じである。

贈 与 税

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人 2,944	千円 19,595,326	人 2,152	千円 1,092,002
	修正申告による増差額	7	7,987	5	843
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	29	43,025	27	4,927
	決 定 額	8	46,089	8	10,381
	計	実 2,947	19,606,377	実 2,153	1,098,299
過 年 分	申 告 額	109	500,660	103	99,942
	修正申告による増差額	42	43,391	42	8,680
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	61	213,459	61	92,379
	決 定 額	42	186,425	42	58,236
	計	実 169	517,017	実 163	74,479
合 計	申 告 額	3,053	20,095,986	2,255	1,191,944
	修正申告による増差額	49	51,378	47	9,523
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	90	256,484	88	97,306
	決 定 額	50	232,515	50	68,617
	計	実 3,116	20,123,394	実 2,316	1,172,778

調査対象等：「本年分」は平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は平成14年以前に贈与を受けた者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

(注)「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 50	千円 3,168	人 -	千円 -
過 年 分	19	624	118	14,637	-	-
合 計	19	624	168	17,804	-	-

(注) 調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6－2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額

階級別 階級別	暦年課税分		相続時精算課税分		合 計		
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	人	千円	人	千円	千円
150万円以下	616	769,123	11	11,792	624	779,814	9,098
150万円超	321	571,062	17	30,524	335	595,965	21,308
200万円超	743	2,133,415	84	254,060	822	2,373,965	131,877
400万円超	317	1,648,426	102	567,905	419	2,217,087	157,337
700万円超	101	832,888	107	958,419	207	1,783,218	99,135
1,000万円超	127	1,793,884	207	3,115,752	333	4,892,400	210,513
2,000万円超	16	351,896	127	3,060,148	145	3,456,845	25,408
3,000万円超	2	76,308	37	1,305,827	39	1,382,135	79,276
5,000万円超	2	131,833	18	1,982,064	20	2,113,897	358,050
合 計	2,245	8,308,835	710	11,286,491	2,944	19,595,326	1,092,002

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

6－3 贈与財産種類別

受贈人員、財産価額

財 産 等 の 種 類		暦 年 課 税 分		相続時精算課税分	
		人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	人 141	千円 366,915	人 93	千円 564,156
	宅 地 （ 借 地 権 を 含 む ）	1,006	3,639,813	348	4,097,978
	山 林	21	40,080	13	125,511
	そ の 他 の 土 地	440	1,730,321	167	3,295,835
	計	実 1,529	5,777,130	実 536	8,083,480
家 屋 、 構 築 物		306	913,584	111	610,840
事 業 用 財 産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	-	-	-	-
	売 掛 金	-	-	-	-
	そ の 他 の 財 産	1	1,600	-	-
	計	実 1	1,600	実 -	-
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	144	412,902	21	367,638
	公 債 及 び 社 債	-	-	-	-
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	-	-	-	-
	計	実 144	412,902	実 19	367,638
現 金 、 預 貯 金 等		423	1,011,430	150	2,204,533
家 庭 用 財 産		-	-	-	-
そ の 他	生 命 保 険 金	13	74,135	-	-
	立 木	-	-	-	-
	そ の 他	46	118,054	1	20,000
	計	実 59	192,189	実 1	20,000
合 計		実 2,245	8,308,835	実 710	11,286,491

調査対象等：平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。